

見守り 新鮮情報

事例1

亡父の**遺品整理**のため
ネットで探した
回収事業者に
電話で依頼した。当初、**20万円**ぐらい
かかると聞いていたが、**作業後**に
料金は**30万円**と言われた。
見積書はもらっていない。
(60歳代)

事例2

亡父宅の**不用品**
処分を事業者
に依頼した。**大切な書類等**は
残しておく約束が、アルバムや
回線のつながっている電話機
まで**処分された**。事業者
に苦情を申し出たが、ゴミ処理場
に運搬済みで**取り戻せない**と
言われた。
(60歳代)

遺品整理を 頼むときは、 事業者選びは 慎重に



©Kurosaki Gen

- 遺品整理サービスに関する作業内容や料金は様々です。必ず複数の事業者から見積もりをとり、契約内容や料金を比較しましょう。
- 契約をする際には、作業日、具体的な作業内容、料金、支払方法、解約料などについて確認しましょう。作業時には思いがけない追加料金を請求されることもあるので、事前に確認するようにしましょう。
- 遺品や住まいの不用品を廃棄物として収集・運搬する事業者は、市町村からの委託業者であるか、市町村長から「一般廃棄物処理業の許可」を受けている必要があります。無許可事業者による不用品の処分は法律違反となり、不法投棄などに繋がりがねません。お住まいの市町村の窓口に照会するなどして事業者選びは慎重にしましょう。

ひとこと助言

複数社の見積もりを



見守るくん

- また、遺品を買い取る事業者は「古物商の許可」が必要ですので、買い取ってもらう際には「古物商許可証」や「行商従業者証」を確認しましょう。
- 大切な遺品を誤って処分されてしまうケースもあります。残しておく遺品と処分する遺品を明確に分け、作業時はできるだけ立ち会うようにしましょう。
- 困ったときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。